



市立保育園・幼稚園

私立白石はるかぜ保育園・ひかり幼稚園児を募集します

(平成26年4月1日入園児)

市立保育園(7園)・私立白石はるかぜ保育園

☎子ども家庭課 ☎22-1363

●入園資格 ①家庭内外で児童と離れて仕事をしている、②親が出産前後、病気、心身の障がいがある、③世帯に常時介護を必要とする病人、心身障害者(児)がいるなど、昼間に保育を受けることができない児童。

●募集定員(予定)と入園できる年齢

施設名	定員	入園できる年齢
はるかぜ保育園	90人	生後2カ月～5歳児
西保育園	90人	生後6カ月～5歳児
南保育園	90人	
北保育園	60人	1歳児～5歳児
越河保育園	30人	
深谷保育園	50人	
白川保育園	40人	
大鷹沢保育園	50人	

●保育時間(延長保育を含む)

- ・はるかぜ保育園 7:00～19:00(土曜日は18:00まで)
- ・南、北保育園 7:30～19:00
- ・西、深谷保育園 7:30～18:30
- ・その他の園 7:30～18:00

●保育料 家庭の所得税額などに応じて算定します。

●申込書配布開始日 10月16日(水)

●受付期間 11月6日(水)～13日(水)

※11月10日(日)を除く8:30～17:15

9日(土)は9:00～15:00まで受け付けます。

生後2カ月～平成26年2月1日までに生まれた児童 ▶ 生後6カ月～平成25年10月1日までに生まれた児童 ▶ 1歳児=平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの子 ▶ 2歳児=平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの子 ▶ 3歳児=平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの子 ▶ 4歳児=平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの子 ▶ 5歳児=平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの子

市立幼稚園(2園)

☎第一幼稚園 ☎26-2347 第二幼稚園 ☎25-6326

●入園資格 市内に在住している(住民票が白石市にある)3歳児～5歳児 ※小学校の学区は関係ありません。

●募集定員 ・第一幼稚園 90人(3歳児は20人)
・第二幼稚園 80人(3歳児は20人)

※4・5歳児を優先。3歳児は抽選となる場合があります。

●保育料 月額6,000円

●申込書配布開始日 10月21日(月)

●受付期間 10月31日(木)～11月7日(木)

※土・日・祝日を除く9:00～17:00

私立ひかり幼稚園 ☎ひかり幼稚園 ☎26-3390
子ども園ぐんぐん ☎26-2519

●対象 3歳児～5歳児

※満3歳児は3歳の誕生日以降入園可能。0歳～2歳児の「子ども園ぐんぐん」も受け付けています。

●申込書配布開始日 10月1日(火)

●受付開始日 11月1日(金)9:00～

申込書の配布先と提出先

保育園は子ども家庭課、幼稚園は各園で申込書を配布します。記入後は、保育園は子ども家庭課、幼稚園は入園を希望する園に提出してください。

マイホームの新築やリフォームをお考えの方へ



■住宅新築の減額制度(新築した年の12月末までに申告)

居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の専用住宅や併用住宅、共同住宅(居住部分が2分の1以上)などを新築した場合。

※一戸建て以外の賃貸住宅(アパートなど)は、40㎡以上280㎡以下

●減額される税額と期間

居住部分の床面積120㎡分について、**税額の2分の1が減額**されます。

①一般住宅は新築後3年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間
※宮城県より認定を受け、平成26年3月31日までに新築した長期優良住宅は、減額の期間が①は5年、②は7年となります。

●申告に必要な書類

・新築住宅に対する減額申告書 ・長期優良住宅認定通知書の写し など

■住宅耐震改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合(工事費50万円を超えるもの)。

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120㎡分について、改修の時期に応じて**税額の2分の1が減額**されます。

①平成22年～24年改修は2年間 ②平成25年～27年改修は原則として1年間

●申告に必要な書類 ・住宅耐震改修減額申告書 ・耐震基準適合証明書(建築士免許証の写し、工事費が分かる書類を添付)、または市役所建設課で発行する固定資産税減額証明書

■住宅省エネ改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成20年1月1日以前に建築した住宅で、平成28年3月31日までに現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合。ただし、賃貸住宅は除きます。

●対象となる改修工事(工事費50万円を超えるもの)

①窓の断熱改修工事(必須) ②①と併せて行う床や天井、壁の断熱改修工事

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120㎡分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。

●申告に必要な書類

・住宅熱損失防止(省エネ)改修減額申告書 ・熱損失防止改修工事証明書(建築士免許証の写しを添付) ・工事内容と費用を確認できるもの

■住宅バリアフリー改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、平成28年3月31日までに次の改修工事を行った場合。ただし、賃貸住宅は除きます。

●居住者の要件 次のいずれかの方が申請時に居住していること。

・改修翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方
・要介護または要支援認定を受けている方

●対象となる改修工事(補助金などを除いた自己負担額が50万円を超えるもの)

①廊下の拡幅 ②階段のこう配緩和 ③浴室またはトイレの改良 ④手すりの取り付け ⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取り換え ⑦床表面の滑り止め化

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積100㎡分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。

●申告に必要な書類

・住宅バリアフリー改修工事減額申告書 ・工事内容と費用を確認できるもの
・改修前後の写真 ・補助金または給付金の決定通知書などの写し
・納税義務者の住民票の写し ・居住者要件を満たすことを証明する書類

※家屋を取り壊した場合は届け出を!

老朽化などにより家屋を取り壊した場合は「家屋取り壊し届」を提出してください(建物滅失登記をした場合は届け出は不要です)。

固定資産税・都市計画税の減額制度

住宅を新築またはリフォーム(改修)した場合、一定の要件を満たすと、固定資産税と都市計画税が減額されます。これからのマイホームプランにぜひお役立てください。また、東日本大震災で被災したため取得した代替資産に係る固定資産税の特例措置も行っています。いずれの制度も、申告書などの提出が必要です。手続き方法などの詳細は、税務課固定資産税係(☎22-1313)までお問い合わせください。

■その他の税金

●不動産取得税

一定の要件を満たした住宅を購入した場合に減額されます。

☎大河原県事務所 ☎0224-53-3111

●所得税

確定申告により所得税の還付(住宅ローン減税)を受けることができる場合があります。

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

●国民健康保険税

国民健康保険税の算定は所得のほか、固定資産の所有状況なども関係するため、土地や家屋を取得した翌年以降、国民健康保険税が高くなる場合があります。

☎税務課 ☎22-1313

●東日本大震災(原子力災害を含む)による被災代替資産の特例措置

東日本大震災により滅失、損壊した家屋やその敷地となっていた土地、償却資産の所有者が代替りの資産を取得した場合に固定資産税・都市計画税に対する特例があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。税務課固定資産税係までお問い合わせください。

☎税務課 ☎22-1313

※これらの制度は平成25年9月1日現在のものです。